

浜松医科大学附属病院 病児・病後児保育室ふわり 事前登録申込書 及び 同意書

浜松医科大学 病児・病後児保育施設帳 殿

浜松医科大学附属病院の病児・病後児保育施設の利用について、下記事項の内容を承諾・同意の上、関係書類を添えて申し込みます。

- 1) 保育室を利用できる者（以下「利用者」という）は、本法人に勤務する職員及び本学に在学する大学院生とする。（研究生、科目等履修生及び聴講生等は除く。）
- 2) 保育室の利用を希望する保護者は所定の事前登録申込書及び同意書を保育室へ提出し、利用する当日に所定の医師連絡票を保育室へ提出する。
- 3) 保育室の利用期間は、一定の病態が回復するまでの期間とする。
ただし、子どもの健康状態及び保護者の状況により室長が必要と判断した時は、必要最小限の範囲内で延長することが出来る。
- 4) 当院勤務日（外勤は除く）に利用するものとする。
- 5) 保育室の利用料は、次表のとおりとする。

利用区分	利用時間	利用料（消費税を含む）
1日	8:00~17:30	2,000円
午前半日	8:00~13:00	1,000円
午後半日	13:00~17:30	1,000円
- 6) 利用料金は月締め請求となり、大学職員に限り給与天引となる。
学生、大学院生で給与振り込みがない方、1カ月の利用料金が給与より上回る方は会計課窓口支払い又は振り込みとなる。
- 7) 登録の有効期限は、登録した日から当該年度の末日とする。
- 8) 病状の急変時で緊急に診療や治療の必要がある場合は、浜松医科大学附属病院を受診し診察代等が別途発生する。
- 9) 保育中にお子様の病状が急に悪くなった場合は、保護者に連絡し必要があればお迎えとなる場合がある。
- 10) 施設内の感染については十分に注意をしているが、時間差・検査反応の誤差で後日診断がつく場合や感染を完全に防止できない場合がある事。
- 11) 万が一事故が発生した場合、その事故が故意または重大な過失によって発生したものでない限りその責任を問わないこと。
- 12) 利用者の子どもの故意又は過失により、保育室の施設等を損傷し滅失したときはその損害の全部又は一部を現状に回復しなければならない。
- 13) 次のいずれかに該当する場合、保育室の利用を認めないものとする。
 - ・子どもの病状が悪化し、医師の治療が必要な場合等、保育室での保育の対象に該当しなくなった時。
 - ・子どもが保育室の指示に従わなかったとき。
 - ・利用者がこの規定に違反したとき。
 - ・利用料の支払いを延滞したとき。
 - ・その他保育室での保育が適当でないと判断したとき。
- 14) 個人情報の取り扱いについて
登録・利用に関して提出した資料は保育室及び市が利用状況の確認や統計等のためにデータ報告使用することをに同意する。

申込日 令和 年 月 日

利用料金支払い方法	支払い保護者氏名	所属部署	
	<input type="checkbox"/> 給与控除する <input type="checkbox"/> 管理棟3F会計課出納係直接支払い又は振り込み （学生・大学院生で給与振り込みがない方はこちら）		
①緊急連絡先	保護者氏名	続柄 父・母・その他（ ）	
	勤務先	記入例）浜松医科大学附属病院	記入例）〇〇科
	所属部署		
	携帯電話	内線	PHS
職種	医師・研修医・看護師・薬剤師・医療技術職員・教員・研究・事務職員 大学院・メディカルアシスタント・医学部学生（修士課程・博士課程） その他（ ）		
②緊急連絡先	保護者氏名	続柄 父・母・その他（ ）	
	勤務先	記入例）浜松医科大学附属病院	記入例）〇〇科
	所属部署		
	携帯電話	内線	PHS
職種	医師・研修医・看護師・薬剤師・医療技術職員・教員・研究・事務職員 大学院・メディカルアシスタント・医学部学生（修士課程・博士課程） その他（ ）		
保育室からのお知らせメールを配信ご希望の方はアドレスをご記入下さい。			
@ hama-med.ac.jp			
病児・病後児保育室記入欄			
受付日		入力サイン	
/			